

令和 3 年度 第 1 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

青森県子どもの貧困対策推進計画

(計画期間：平成 2 8 年度～令和 2 年度)

令和 2 年度 報告書

令和 3 年 8 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

1 青森県子どもの貧困対策推進計画の概要

目的・基本理念

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、平成28年度～令和2年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 市町村や多様な主体と連携・協力した施策の推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目を基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- (1)学校をプラットフォームとした総合的な支援
 - ・スクールソーシャルワーカー配置事業
 - ・スクールカウンセラー配置事業
 - ・特色教育支援経費補助
 - ・放課後子ども教室推進事業
- (2)貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の負担の軽減と質の向上
 - ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料負担軽減
- (3)就学支援の充実
 - ・就学援助
 - ・青森県育英奨学金
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助
 - ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- (5)生活困窮世帯等への学習支援
 - ・生活困窮者自立支援事業(子どもの学習支援事業)・ひとり親家庭等生活向上事業費補助
- (6)その他の教育支援
 - ・母子・父子自立支援員の配置

<Ⅱ 生活の支援>

- (1)保護者の生活支援
 - ・生活困窮者自立相談支援事業
 - ・一時預かり事業
 - ・母子自立支援プログラム策定事業
 - ・病児保育事業
- (2)子どもの生活支援
 - ・児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業・みんながつがる食育推進事業
- (3)子どもの就労支援
 - ・ジョブカフェあおもり運営・推進事業
- (4)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
 - ・地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業
 - ・子ども・若者を地域で支える体制強化事業
- (5)支援する人員の確保等
 - ・里親養育包括支援事業
 - ・要保護児童支援者研修事業
- (6)その他の生活支援
 - ・乳幼児はつらつ育成事業費補助事業
 - ・公営住宅における優遇抽選制度

<Ⅲ 保護者に対する就労の支援>

- (1)親の就労支援
 - ・母子家庭等自立支援給付費補助事業
 - ・看護職員資格取得特別対策事業
 - ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
 - ・保育士修学資金等貸付事業
- (2)親の学び直しの支援
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・離職者等再就職訓練事業
- (3)就労機会の確保
 - ・ひとり親家庭等就業・生活支援事業
- (4)保育等の確保
 - ・一時預かり事業【再掲】
 - ・病児保育事業【再掲】

<Ⅳ 経済的支援>

- (1)児童扶養手当に関する情報提供及び給付
 - ・児童扶養手当
 - ・特別児童扶養手当
- (2)児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
 - ・ひとり親家庭等相談機能強化事業
- (3)母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
 - ・母子父子寡婦福祉資金の貸付
- (4)教育扶助
 - ・生活保護(教育扶助)
- (5)生活保護世帯の子どもの進学時の支援
 - ・生活保護世帯の高校生の就労収入の取扱(塾経費等の控除)
- (6)養育費の確保に関する支援
 - ・ひとり親家庭等就業・生活支援事業【再掲】

2 施策の基本方針 1 教育の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・青森県に生まれ育つすべての子どもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。
- ・学校を子どもの貧困対策のプラットホームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【学校をプラットホームとした総合的な支援】

○「スクールソーシャルワーカー配置事業」

問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善を図るため、教育事務所、県立学校にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置する。

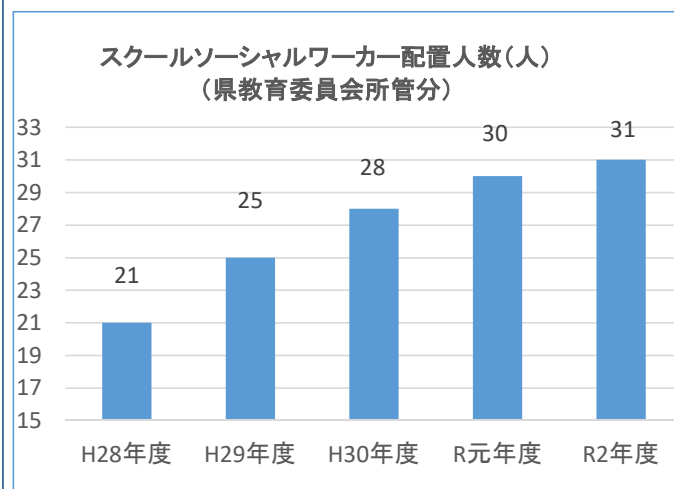
○「スクールカウンセラー配置事業」

学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、公立小中学校等にスクールカウンセラー(SC)を配置する。

【生活困窮世帯等への学習支援】

○「生活困窮者自立支援事業」(子どもの学習支援事業)

生活困窮世帯、生活保護世帯及びひとり親家庭の児童等に対する学習支援を実施。



【大学等進学に対する教育機会の提供】

○「家庭福祉対策教育支援貸付事業費補助」(大学入学時奨学金)

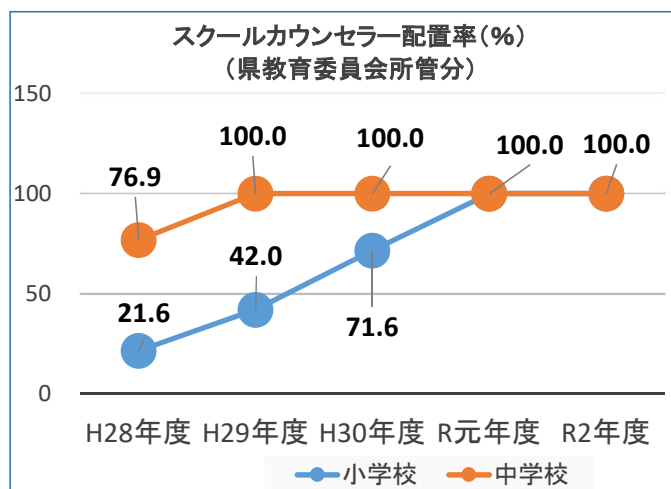
経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費の貸付を実施

※貸付人数 H28年度:53人 H29年度:43人
H30年度:34人 R元年度:22人
R2年度:18人 計 170人

○「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」

児童養護施設等を退所する者の社会自立を図るため、大学等進学者に対して家賃相当額及び生活費の貸付を実施

※貸付人数 H28年度:1人 H29年度:3人
H30年度:3人 R元年度:3人
R2年度:3人 計 13人



■ 主な施策の点検・評価 (Check)

「変化」は、計画策定時と現状値との比較

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	88.9% (H25)	94.2% (R元)	95.3% (R2)	↗
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.0% (H25)	2.6% (R元)	3.6% (R2)	↘
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	19.5% (H25)	27.0% (R元)	31.0% (R2)	↗
児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後)	96.7% (H26)	91.7% (R元)	95.0% (R2)	↗
児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後)	11.8% (H26)	5.0% (R元)	29.2% (R2)	↗
スクールソーシャルワーカーの配置人数	17人 (H27)	30人 (R元)	31人 (R2)	↗
スクールカウンセラーの配置率(小学校)	18.9% (H27)	100.0% (R元)	100.0% (R2)	↗
スクールカウンセラーの配置率(中学校)	65.0% (H27)	100.0% (R元)	100.0% (R2)	↗
就学援助制度に関する周知状況 ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	68.3% (H26)	75.0% (H30)	87.5% (R2)	↗
就学援助制度に関する周知状況 ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	65.9% (H26)	60.0% (H30)	32.5% (R2)	↘
青森県育英奨学金奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合	100.0% (H26)	100.0% (R元)	100.0% (R2)	↔

● 施策の点検・評価

- ・SCやSSWの配置による相談体制の充実が必要
- ・高等教育の機会を確保する経済的負担に対する支援の充実が必要
- ・様々な環境にある子どもの教育機会の確保を図るための取組が重要

● 子どもの生活実態調査・親子等生活実態調査の結果

- ・困窮家庭では、大学進学を諦める子どもが多い
- ・ひとり親家庭では、「子どもの教育(学校・しつけ)」について困っており、約5割が「教育費の援助」を希望している

■ 今後の課題 (Action)

- ・SSWの配置のさらなる拡充
- ・就学援助制度に関する周知及び利用促進
- ・生活保護世帯や児童養護施設等の子どもへの経済的支援や学習支援による進学等の促進

3 施策の基本方針 2 生活の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- ・貧困状態にある子どもは、貧困に伴う様々な不利益を負うばかりではなく、社会的に孤立し必要な支援が受けられないことで、より困難な状況に置かれています。
- ・子どもたちが、安定した生活を送り、心身共に健やかに成長していけるよう、様々な困難を有する環境にある子どもについては、子どもの保護者も含めた生活面の支援が必要です。
- ・また、生計の維持と子育てを一人で担うひとり親家庭に対しては、子育てと仕事を両立させるための支援を始め、相談機能の充実や支援施策の周知などきめ細かな生活面の支援が必要です。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

【保護者の生活支援・包括的な支援体制の整備】

○「生活困窮者自立相談支援事業」

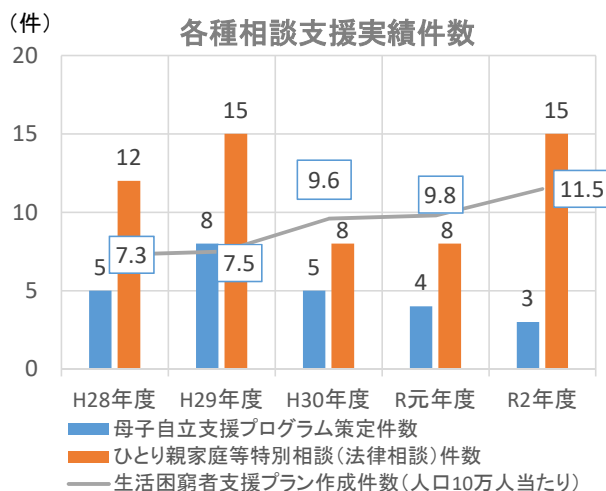
6圏域で町村部を対象に、様々な問題を抱える生活困窮者への自立相談支援事業を実施。

○「母子自立支援プログラム策定事業」

児童扶養手当受給者を対象に、面接相談により、個々の意向、意欲を考慮した支援メニューを作成し、ハローワークとの連携により就労支援を実施。

○「ひとり親家庭等就業・生活支援事業」

ひとり親家庭の自立に向けて、一般相談、就業相談、特別相談（法律相談）、家事援助、就業に結びつきやすい技能・資格を取得するための講習会の開催等を実施。



○「一時預かり事業」

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において預かる事業。

※利用延べ人数 H30:428,366人 R元:511,581人
R2:581,810人

○「病児保育事業」

病気の子どもを家庭で保育できない場合に、看護師等が一時的に保育等を実施。

※利用延人数 H30:8,205人 R元:8,448人
R2:8,142人

○「ひとり親家庭等日常生活支援事業」

就学等や疾病等の事由により生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣

※派遣回数 H30:91回 R元:59回 R2:79回

【関係機関が連携した包括的な支援体制の整備】

○「地域とつながる子どもの居場所づくり促進事業」

貧困などの課題を抱える子どもや保護者への支援が届く仕組みづくりを構築するため、介護保険施設や保育所等の既存の社会資源を活用し、学習支援や食事提供を行う「子どもの居場所づくり」を促進

※地域とつながる子どもの居場所運営モデル実証
6団体



■ 主な施策の点検・評価 (Check) 「変化」は、計画策定時と現状値との比較

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後)	3.4% (H25)	2.2% (R元)	0% (R2)	↘
生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校卒業後)	66.3% (H25)	62.4% (R元)	57.8% (R2)	↘
児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後)	0.0% (H26)	0.0% (R元)	0.0% (R2)	→
児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後)	82.4% (H26)	90.0% (R元)	66.7% (R2)	↘
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) ・母子世帯 ・父子世帯	81.2% 66.6% (H26)	94.8% 87.1% (R元)	94.8% 87.1% (R2)	↘
青森県母子家庭等就業・自立支援センター事業周知度(母子家庭・父子家庭)	46.4% (H26)	48.3% (R元)	48.3% (R2)	↘

● 施策の点検・評価

- ・生活困窮者、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な相談支援や就労支援の促進が必要
- ・様々な環境にある子どもの自立に向けた支援の促進が必要
- ・里親の資質向上や里親等への相談・援助の取組の継続が必要
- ・就労と子育ての両立に向けたきめ細かな支援の充実が必要

● 子どもの生活実態調査・親子等生活実態調査の結果

- ・困窮家庭では、相談相手がいない割合が高く、保護者と子どものどちらからもSOSがみえにくい環境となっている
- ・ひとり親家庭においても、悩みごとは自分で解決する、相談相手がいないという割合が高い
- ・ひとり親家庭向けの子どもの教育や生活支援に係る制度について、「知らなかった」という割合が高い

■ 今後の課題 (Action)

- ・孤立化を防ぎ、必要な人に必要な支援が届くよう、制度の周知・広報やニーズの発見、相談需要の掘り起こしを促進
- ・関係機関の連携による総合的な相談支援、就業支援、就労と子育ての両立支援の推進
- ・社会的養育が必要な子どもたちの自立支援、家庭的環境での養育に向けた取組の推進

4 施策の基本方針3 保護者に対する就労の支援

■ 施策の目標 (Plan)

- 保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。さらに、生計の維持という経済的な側面だけではなく、保護者の働く姿を子どもに示すという教育的視点からも、支援を充実する必要があります。
- また、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま必要に迫られ就職に至るため不安定な就労形態にある家庭が多いなど、より高い収入を得られる就業を可能とするための支援が必要です。

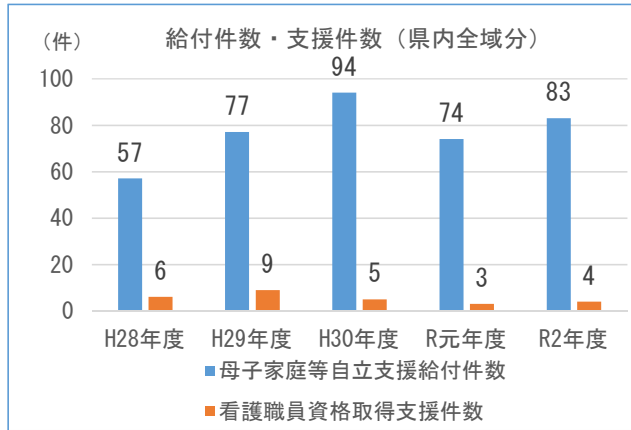
■ 主な事業の実施状況 (Do)

○「母子家庭等自立支援給付費補助事業」

就職に有利となる看護師等の資格の取得を目指すひとり親家庭の親を対象に、養成機関で修業する期間に補助金を給付する事業などを実施。

○「看護職員資格取得特別対策事業」

看護師又は准看護師の資格を目指すひとり親家庭の親又は子に対し、学費と生活費を医療機関が負担する場合の一部を補助



■ 主な施策の点検・評価 (Check)

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭） （父子家庭）	90.7% 95.1% (H26)	93.1% 96.1% (R元)	93.1% 96.1% (R元)	↗
雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合（母子家庭） （父子家庭）	47.8% 85.5% (H26)	55.0% 90.4% (R元)	55.0% 90.4% (R元)	↗

- 施策の点検・評価
 - ・就職に有利と考えられる資格取得をめざす保護者や資格取得者の再就職準備への支援が重要
- 子どもの生活実態調査・親子等生活実態調査の結果
 - ・困窮家庭では、親の正規職員の割合が低く、夜勤、土日、祝日出勤が多い
 - ・母子世帯の3割以上が非正規雇用

■ 今後の課題 (Action)

- ・ひとり親家庭の親の資格取得や技能習得に向けた就業支援の周知及び利用促進

5 施策の基本方針4 経済的支援

■ 施策の目標 (Plan)

- 生活保護を始めとする各種手当の給付や貸付制度による経済的支援は、世帯の生活の下支えとして重要であり、貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- また、ひとり親家庭が経済的に自立するためには、就業による収入などだけでは困難な場合があり、より良い就業を可能にするための貸付制度の活用、経済的支援についての十分な周知を図る必要があります。

■ 主な事業の実施状況 (Do)

○「ひとり親家庭サポートガイドブック」を作成し、各市町村、関係機関経由で配布を行い、ひとり親家庭が利用できる児童扶養手当などのサポート制度についての周知を図った。

○教育広報あおもりけん(2020.9)に奨学金等の制度として母子父子寡婦福祉資金を掲載し、大学進学時に活用できる就学支度資金及び修学資金について、各学校経由で周知を図った。



■ 主な施策の点検・評価 (Check)

指 標	計画策定時	昨年度報告値	直近の現状値	変化
母子父子寡婦福祉資金修学資金の貸与を認められた者の割合（母子世帯） （父子世帯）	100.0% 100.0% (H26)	100.0% 100.0% (R元)	100.0% 100.0% (R元)	↔
母子父子寡婦福祉資金周知度（母子家庭・父子家庭）	36.7% (H26)	31.3% (R元)	31.3% (R元)	↘

- 施策の点検・評価
 - ・各手当、貸付、支援制度について、利用促進のためのさらなる周知が必要
- 子どもの生活実態調査結果・親子等生活実態調査の結果
 - ・困窮家庭では、経済的な理由で食料を買えないことや子どもを医療機関に受診させないことがある
 - ・離婚家庭の5割以上が養育費の取り決めをしていない

■ 今後の課題 (Action)

- ・各手当・貸付・支援制度について、パンフレットや様々な広報媒体の活用による周知の促進
- ・養育費の確保に関する支援

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の概要

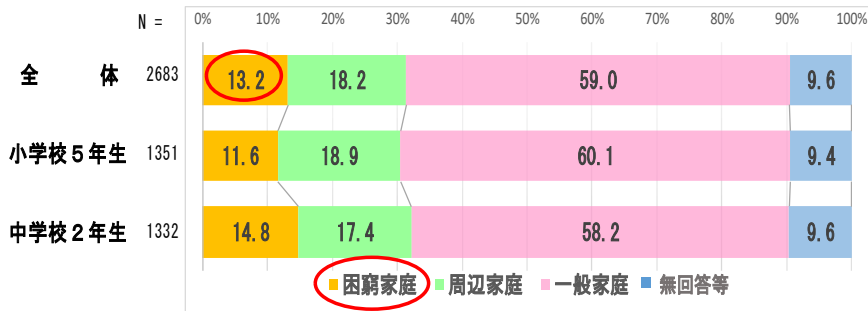
1 計画の目的

- ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家庭を対象に、子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して貧困対策を総合的に推進するため、施策の基本方針や効果検証を行う指標等を定めるもの
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、「子どもの貧困対策計画」と「母子家庭等自立促進計画」を一体的に策定
- 計画期間：令和3年度～令和7年度（5年間）

2 現状と課題

○平成30年度青森県子どもの生活実態調査の結果

県内における困窮家庭の割合は13.2%であり、子どもの貧困は、生活状況や成育環境などの様々な問題が要因となって引き起こされる。



○令和元年度青森県親子等生活実態調査の結果

母子世帯では非正規雇用の割合が3割以上、離婚家庭のうち養育費の取り決めをしていない家庭が5割である。

○令和2年度新型コロナの影響下におけるひとり親家庭の困難に関する調査の結果

新型コロナの影響により仕事が減少している家庭は1/3以上、収入が減少している家庭が4割である。

3 計画の基本方針

(詳細は別紙のとおり)

- I 教育の支援
- II 生活の安定に資するための支援
- III 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- IV 経済的支援
- V 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援

4 主な変更点

- 国大綱を踏まえた4つの基本方針に加え、本県独自の基本方針として「新型コロナウイルス感染症等の影響への支援」を追加
- 子どもの貧困が社会全体で取り組むべき課題であることを明確に位置付けるため、県、市町村、地域の役割を記載
- 国大綱を参考にして指標を見直し（23指標⇒25指標へ）
 - ・本県独自の指標として3指標を追加
(子どもの貧困対策計画を策定している市町村数、母子家庭等自立促進計画を策定している市数、県内の子どもの居場所登録数)

第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の全体像

基本理念

ひとり親家庭など困難な環境にある子どもやその家族を支援し、すべての子どもたちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子どもの貧困対策を総合的に推進する

1 計画の位置付け

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める県の母子家庭等自立促進計画

2 計画期間・計画の推進

- 子どもを取り巻く社会環境の変化への対応、大綱の見直し期間を踏まえ、令和3年度～令和7年度の5年間
- 計画の着実な推進を図るためPDCAサイクルによる計画の進捗管理
- 県、市町村、民間団体や地域住民等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画・連携し施策を推進

3 基本方針

県計画策定の指針となる国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示された4つの重点項目に「新型コロナウイルス感染症等の影響による支援」を加えた5つを基本方針として施策を体系化

<Ⅰ 教育の支援>

- (1)地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ①学校教育による学力保障／②スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等／③高等学校等における修学継続のための支援
- (2)幼児教育の負担の軽減と質の向上
- (3)就学支援の充実
 - ①義務教育段階の就学支援の充実／②高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減
- (4)大学等進学に対する教育機会の提供
 - ①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／②県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援
- (5)特に配慮を要する子どもへの支援
 - ①児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援／②特別支援教育に関する支援の充実／③外国人児童生徒等への支援
- (6)地域における学習支援等
 - ①地域学校協働活動における学習支援等／②生活困窮世帯等への学習支援
- (7)その他の教育支援
 - ①子どもの食事・栄養状態の確保／②多様な体験活動の機会の提供／③子育てや修学等に関する相談体制の充実

<Ⅱ 生活の安定に資するための支援>

- (1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
 - ①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- (2)保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援／②保育等の確保
- (3)子どもの生活支援
 - ①社会的養護が必要な子どもへの支援／②食育の推進に関する支援／③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子ども居場所づくりに関する支援
- (4)子どもの就労支援
 - ①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／②高校中退者等への就労支援／③子どもの社会的自立の確立のための支援
- (5)住宅に関する支援
- (6)児童養護施設退所者等に関する支援
 - ①家庭への復帰支援／②退所等後の相談支援
- (7)支援体制の強化
 - ①社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化／②市町村等の体制強化／③ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／④生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／⑤相談職員の資質向上

<Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援>

- ①親の就労支援
- ②親の学び直しの支援
- ③就労機会の確保
- ④保育等の確保

<Ⅳ 経済的支援>

- ①児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- ②児童扶養手当窓口における相談等による自立支援
- ③母子父子寡婦福祉資金に関する情報提供及び貸付
- ④生活保護世帯の子どもへの教育支援
- ⑤教育費負担の軽減
- ⑥医療費の助成
- ⑦養育費の確保に関する支援

<Ⅴ 新型コロナウイルス感染症等の影響への支援>

新型コロナウイルス感染症など社会経済に大きな影響を与える事態が生じた場合、ひとり親家庭等の困窮家庭においては、経済的にも生活面においてもその影響を受けやすいことから、危機的な状況を未然に防ぐための支援施策に取り組みます。